

●香川県告示第109号

香川県建設工事指名競争入札指名業者指名基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名競争入札指名業者指名基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札指名業者指名基準（平成6年香川県告示第279号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(選定の原則)</p> <p>第2条 契約担当者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）が、指名競争入札に指名しようとする者を選定しようとするときには、指名競争入札に付そうとする工事の種類及び設計金額に応じ、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号。以下「資格基準」という。）<u>第7条第1項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定しなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格基準<u>第7条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定することができる。ただし、前項の規定により選定された者の数を超えないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 地域性等の事情により、資格基準<u>第7条第1項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者の数が少数であるとき。</p> <p>(2) 指名競争入札に付そうとする工事と密接な関連のある他の工事を資格基準<u>第7条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者が施工しているとき。</p> <p>(3) 前号に掲げる場合のほか、特別の理由により、資格基準<u>第7条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者から選定することが有利であると認められるとき。</p> <p>3 契約担当者は、前2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格基準<u>第8条</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>(選定の原則)</p> <p>第2条 契約担当者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）が、指名競争入札に指名しようとする者を選定しようとするときには、指名競争入札に付そうとする工事の種類及び設計金額に応じ、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号。以下「資格基準」という。）<u>第5条第1項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定しなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格基準<u>第5条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定することができる。ただし、前項の規定により選定された者の数を超えないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 地域性等の事情により、資格基準<u>第5条第1項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者の数が少数であるとき。</p> <p>(2) 指名競争入札に付そうとする工事と密接な関連のある他の工事を資格基準<u>第5条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者が施工しているとき。</p> <p>(3) 前号に掲げる場合のほか、特別の理由により、資格基準<u>第5条第2項</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者から選定することが有利であると認められるとき。</p> <p>3 契約担当者は、前2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格基準<u>第6条</u>の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから選定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。